

| 令和 7 年陸別町議会 9 月定例会会議録（第 3 号）                             |                 |                         |             |                 |         |            |
|----------------------------------------------------------|-----------------|-------------------------|-------------|-----------------|---------|------------|
| 招 集 の 場 所                                                | 陸 別 町 役 場 議 場   |                         |             |                 |         |            |
| 開 閉 会 日 時<br>及 び 宣 告                                     | 開会              | 令和 7 年 9 月 9 日 午前10時00分 |             | 議 長             | 久 保 広 幸 |            |
|                                                          | 散会              | 令和 7 年 9 月 9 日 午後00時07分 |             | 議 長             | 久 保 広 幸 |            |
| 応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員                                      | 議席<br>番号        | 氏 名                     | 出席等<br>の 別  | 議席<br>番号        | 氏 名     | 出席等<br>の 別 |
| 出席 7 人<br>欠席 0 人<br>凡例<br>○ 出席を示す<br>▲ 欠席を示す<br>× 不応招を示す | 1               | 濱 田 正 志                 | ○           |                 |         |            |
|                                                          | 2               | 三 輪 隼 平                 | ○           |                 |         |            |
|                                                          | 3               | 渡 辺 三 義                 | ○           |                 |         |            |
|                                                          | 4               | 工 藤 哲 男                 | ○           |                 |         |            |
|                                                          | 5               | 中 村 佳 代 子               | ○           |                 |         |            |
|                                                          | 6               | 谷 郁 司                   | ○           |                 |         |            |
|                                                          | 8               | 久 保 広 幸                 | ○           |                 |         |            |
| 会議録署名議員                                                  | 中 村 佳 代 子       |                         | 谷 郁 司       |                 |         |            |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名                                        | 事務局長<br>請 川 義 浩 |                         |             | 主査<br>竹 島 美 登 里 |         |            |
| 法第121条の規定により出席した者の職氏名                                    | 町 長             | 本 田 学                   | 教 育 長       |                 | 有 田 勝 彦 |            |
|                                                          | 監 査 委 員         | 村 本 和 弘                 | 農 業 委 員 会 長 |                 | 佐 藤 直 人 |            |
|                                                          |                 |                         |             |                 |         |            |
| 町長の委任を受けて出席した者の職氏名                                       | 副 町 長           | 今 村 保 広                 | 会 計 管 理 者   |                 | 庄 野 勝 政 |            |
|                                                          | 総 務 課 長         | 丹 崎 秀 幸                 | 町 民 課 長     |                 | 本 間 希   |            |
|                                                          | 産 業 振 興 課 長     | 菅 原 靖 志                 | 建 設 課 長     |                 | 山 崎 誠   |            |
|                                                          | 保健福祉センター次長      | 空 井 猛 壽                 | 国保児童診療所事務長  |                 | （空井猛壽）  |            |
|                                                          | 総 務 課 参 事       | 瀧 澤 徹                   | 総 務 課 主 幹   |                 | 清 水 遊   |            |
|                                                          | 建 設 課 参 事       | 清 水 光 明                 | 保健福祉センター主幹  |                 | 向 井 啓   |            |
| 教育長の委任を受けて出席した者の職氏名                                      | 教 委 次 長         | 瀧 澤 勇 二                 | 教 委 主 幹     |                 | 大 鳥 居 仁 |            |
|                                                          |                 |                         |             |                 |         |            |
| 農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名                                  | 農 委 事 務 局 長     | 遠 藤 克 博                 |             |                 |         |            |
|                                                          |                 |                         |             |                 |         |            |
| 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名                               |                 |                         |             |                 |         |            |
|                                                          |                 |                         |             |                 |         |            |
|                                                          |                 |                         |             |                 |         |            |
| 議 事 日 程                                                  | 別紙のとおり          |                         |             |                 |         |            |
| 会 議 に 付 し た 事 件                                          | 別紙のとおり          |                         |             |                 |         |            |
| 会 議 の 経 過                                                | 別紙のとおり          |                         |             |                 |         |            |

◎議事日程

| 日程 | 議案番号   | 件名                                     |
|----|--------|----------------------------------------|
| 1  |        | 会議録署名議員の指名                             |
| 2  | 議案第55号 | 令和6年度陸別町一般会計歳入歳出決算認定について               |
| 3  | 議案第56号 | 令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 4  | 議案第57号 | 令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について |
| 5  | 議案第58号 | 令和6年度陸別町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 6  | 議案第59号 | 令和6年度陸別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 7  | 議案第60号 | 令和6年度陸別町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について           |
| 8  | 議案第61号 | 令和6年度陸別町公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について          |

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎開議宣告

---

○議長（久保広幸君） これより、本日の会議を開きます。

---

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

---

○議長（久保広幸君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、5 番中村議員、6 番谷議員を指名します。

---

◎日程第 2 議案第 55 号令和 6 年度陸別町一般会計歳入歳出決算  
認定について

◎日程第 3 議案第 56 号令和 6 年度陸別町国民健康保険事業勘定  
特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 4 議案第 57 号令和 6 年度陸別町国民健康保険直営診療  
施設勘定特別会計決算認定について

◎日程第 5 議案第 58 号令和 6 年度陸別町介護保険事業勘定特別  
会計歳入歳出決算認定について

◎日程第 6 議案第 59 号令和 6 年度陸別町後期高齢者医療特別会  
計歳入歳出決算認定について

◎日程第 7 議案第 60 号令和 6 年度陸別町簡易水道事業会計歳入  
歳出決算認定について

◎日程第 8 議案第 61 号令和 6 年度陸別町公共下水道事業会計歳  
入歳出決算認定について

---

○議長（久保広幸君） 第 2 日目に引き続き、日程第 2 議案第 55 号から日程第 8 議案第 61 号までの令和 6 年度陸別町各会計歳入歳出決算認定について、7 件を一括議題とします。

提案理由の説明を既に終えておりますので、各議案の質疑、討論、採決を行います。

一般会計に係る質疑は、別途配付しております審議予定表のとおり、科目を区切って進めてまいります。他の科目にも関連する質疑があるときは、歳入全般、歳出全般についての質疑のときに行ってください。

また、歳入歳出相互に関連するときは、歳入歳出全般の質疑のときに行ってください。

次に、質疑の回数については、区切った科目において原則 3 回までとし、それでもなお十分な答弁が得られていないと議長が認めたときは、回数を増やすことにしたいと思います。

す。

それでは、議案第55号令和6年度陸別町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。事項別明細書は、9ページからを参照してください。

まず、歳入についての質疑を行います。

1款町税、9ページから11ページ上段まで、質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、1款町税1項町民税1目個人1節現年課税分、調定額1億1,464万7,575円についてお伺いいたします。

令和6年度は、物価高騰対策重点支援給付定額減税で、住民税について、非課税世帯を除き、1万円の控除となるもので、令和6年で減税しきれなかったものは令和7年で還付するとし、初日の補正でも上がっておりました。これにより、町税が大幅に減少するものと予想していましたが、前年度と比較して、250万円くらいの減少にとどまっている理由として、どのようなことが考えられるのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） ただいまの御質問にお答えいたします。

町民税現年課税分につきまして、前年と比較しまして、250万円ほどの減少の理由という御質問だったと思いますが、まず、令和6年度の定額減税、およその特別控除、減税された金額なのですが、約800万円ほどとなっております。その800万円が、減少幅を比較しまして250万円ほどということで、残りが減らなかったという主な要因、これは予想になるのですが、町全体、町道民税課税のある方の合計所得金額が、約6,200万円ほど比較して増となっております。増となっている要因は様々で、そこまでちょっと細かく分析はできてはいないのですが、所得が増となったということは、税額も増えていると考えられますので、定額減税があったけれども、そこまで、800万円まで減らなかったという分析をしております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 全体の収入が上がったということで、それはいいことなのですが、この減税された800万円につきましては、地方交付税としての中に含まれているのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時05分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） ただいまの御質問の定額減税における減収分の財政措置でありますけれども、こちら地方交付税ではなく、地方特例交付金、後ほど出てくるといいます。

すが、9款になりますけれども、こちらで住民税の減収分については措置されております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、2款地方譲与税、11ページ中段から、8款環境性能割交付金、15ページ上段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、9款地方特例交付金、15ページ中段から、12款分担金及び負担金、17ページ上段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、13款使用料及び手数料、17ページ中段から21ページ中段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、14款国庫支出金、21ページ中段から、15款道支出金、27ページ下段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、16款財産収入、27ページ下段から、19款繰越金、35ページ上段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、20款諸収入、35ページ上段から37ページ下段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、21款町債、37ページ下段から39ページまで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳入全般について行います。なお、款を区切ったの質疑は終えておりますので、他の款と関連あるもののみとします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 以上で、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。事項別明細書は、43ページからを参照してください。

まず、1款議会費全般、43ページから43ページ中段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、43ページ下段から、5目財産管理費、47ページ下段まで、質疑はありませんか。

4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） 4 5 ページ、2 款 1 項 1 目一般管理費、自治体情報システム標準化共通化事業の 3,051 万 6 円について伺いたいと思います。この質疑については、4 点ありますので、よろしくお願いいたします。

まず 1 点目。今回は、自治体情報システムの標準化とオンラインシステム化の対応となると思いますが、どのような内容であったのか。

二つ目ですが、18 節の負担金補助及び交付金 7,628 万 2,537 円には、社会保障税番号制度、マイナンバーカードでございますが、これに係る費用は幾ら含まれているのか。

三つ目になります。健康保険証が、今年の 12 月 2 日に発行終了となりますが、当町におけるマイナンバーカードの登録状況は、今、何パーセントになるのか。

四つ目です。今回の標準化、共通化により、マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載により、診療所、薬局等において、スマートフォンの利用が可能になっているのか、4 点について伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） ただいまの御質問の 1 点目ですが、自治体情報システムの標準化・共通化事業 3,051 万 6 円について、こちらは国の進める自治体の情報システムの標準化事業でありまして、これまで地方自治体は各種の情報システム、いわゆるコンピューターを使ったシステムですが、こちらを自ら開発・調達をして、それぞれ管理してまいりました。これは、自治体ごとにばらばらでやってきたものであります。法令等で定められた各自治体共通するような業務であっても、それぞれが実施してきたというようなことでありまして、現在、制度改正等の改修時においても、個別に対応を余儀なくされていたところではありますが、国において、こういった共通業務については、同じ仕様の下で業務効率化を図ったほうがよいのではないかというようなことで進められてきたのが、この標準化・共通化事業であります。

当初の目標は、令和 7 年度中に、この標準化を終わらせようという目標の下、進めてまいりました。一部、期限に間に合わず、令和 8 年度以降も継続するものはございますが、現在のところ、当町においては、基幹システムと言われるものについては、標準化作業を既に終えております。こちらは、北海道自治体情報システム協議会、この協議会に当町は加盟しておりますので、そちらで共同利用していた電算システムを、国が定めた標準化仕様に、既に改良を終えているところであります。

また、御質問にありましたオンライン等につきましては、この標準化の中には含まれておりませんので、この標準化基盤整備が終わった後に、さらに波及するシステムというように捉えております。現在、国においては、標準化対象事業を、現時点ですが 20 の事務と指定しておりまして、これらについて作業が終えております。それにかかった費用ということで、3,051 万 6 円、このような結果となっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） 私からは、2点目の18節負担金補助及び交付金7,628万2,537円の中のマイナンバーカードに係る経費につきまして、御説明いたします。

18節の負担金補助及び交付金で、負担金として471万5,539円をマイナンバーカードに係る費用として支出しております。支出の内容ですが、マイナンバーカード、システムに係る中間サーバーの運用負担金として209万6,539円、そのほかに、機器更新に係る負担金として261万9,000円を支出しております。

続きまして、3点目のマイナンバーカードの登録状況の御質問であります。総務省が保有数という数値を公表しております。この保有数というのが、期限切れなどのカードの分を差し引いた枚数となっております。これに基づいて算出いたしました。今年8月末現在の保有枚数、陸別町において1,539枚、これを8月末の陸別町の人口2,066人で割り返すと、約74%の保有率となっております。ちなみにですが、1年前の令和6年8月末と比較いたしますと、昨年の8月末の保有数が1,468枚、8月末の人口が2,172人でしたので、それを割り返すと約67%、今年と去年比較しまして、約7ポイント上昇したという結果となっております。

私からは、以上です。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、4点目のマイナンバーカード機能のスマートフォン搭載の関係について、お答えさせていただきます。

実は、詳細というか、この通知につきましては、9月5日付でメールがありまして、これは、社会保険診療報酬支払基金からの通知でありましたが、スマートフォンでのマイナ保険証の利用を、9月19日、今月19日から保険証利用が開始予定というようなチラシが実は入ってきております。今般、このスマートフォン利用に当たっては、一部の機種、既に診療所にもカードの読取機がありますが、その機種によっては、そのままスマートフォンをかざせば、情報が確認できるというような機種もあるそうですが、残念ながら、今、診療所で整備しているのは、スマートフォンに対応していないことから、新たにスマートフォンから情報を読み取るカードリーダーを、実は購入する必要があるという状況にあります。

今年度につきましては、診療所においては、電子カルテシステムを今回、更新する予算を当初で組まさせていただきました。今まさに発注を終えて、作業に取りかかっている途中であります。そのため、このスマートフォン利用に関する対応につきましては、新たな電子カルテ導入後に検討を進めてまいりたいと、現時点で考えているところでございます。なお、導入時期につきましては、現時点において、未定とさせていただいております。

あせまして、陸別薬局の対応状況について、いかがでしょうかということで、お尋ねを

させていただきました。陸別薬局におかれましては、基本的には本社の意向によって、整備を進めていくことになるであろうという段階で、陸別薬局にある現状のカードリーダーについても、スマートフォンに対応していない機種が整備されていて、いずれにしても、本社の意向も含め、機器の導入も含め、現時点においては、導入予定は未定でありますというようなお答えをいただきました。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） 自治体情報システムの標準化については、これはマイナンバーカードとはあまり関係はないということと解釈します。決算書には、デジタル基盤改革ということが書かれていたことからの質問であります。

しかし、デジタル基盤改革というのは、マイナンバーカード活用促進と地方自治体の情報システム標準化、それと、押印書面手続廃止という改革になると思っております。今回は、マイナンバーカードとこのシステムの関係は、あまり関係がないということでありますけれども、住民票、印刷証明書等の書類発行等については、この事業に含まれているのか伺いたいと思います。また、今後、コンビニでの各種証明書の発行、これは、この事業に含まれているのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） デジタル基盤改革についての御質問ですが、先ほどお答えさせていただきましたとおり、今回のこの標準化・共通化につきましては、基幹業務システム、こちらを国の統一仕様にすることでありまして、先ほど申し上げました20の業務というのが明示されております。

この20の業務の中には、御質問の住民票、こちらに関連する住民基本台帳、また印鑑登録、各種税、こういったものが含まれております。その中で、標準仕様のものに業務システムを改良してきました。この後、各種印刷物、住民票そのものであったり、そういったものも標準化されていくことになるのですが、当町においても、もう既に一部印刷物については標準化を終えているという状況になっております。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） 私からは、コンビニ等での証明証の交付関係でお答えいたします。

コンビニ等で証明証、住民票であるとか、印鑑登録証明であるとかの交付の予定は、現在のところ導入の予定はございません。今後の検討事項としては考えているところであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 45 ページの2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、職員



研修 178万221円についてお伺いいたします。

主に、新規採用職員研修、法令実務研修となっておりますが、これらの研修は、担当職員が行政法規の習得のために受けているものと思われますが、キャリア形成を目的とした研修に参加した実績があるのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） ただいまの御質問、職員研修についての御質問であります。2款で計上させていただいているこの費用につきましては、職員採用時から年次を追って計画的に研修を受けていただく、いわゆる基礎的なものがメインとなります。新規採用職員の場合は、新採用職員研修というものの、あるいは採用後、3年目研修、5年目研修、そういったもの、それから、特に行政職員に必要な法令実務についての研修、さらには指導能力研修、管理職員を対象とした研修、こういったものをこの2款総務費で計上させていただいております。

御質問のキャリア形成等々につきましては、専門的な研修というのが当然ございます。いろいろな業務についてあろうかと思いますが、そちらにつきましては、各担当部署において、担当課において、それぞれの科目、例えば福祉であれば3款で、あるいは土木だとか建築ということであれば土木費で、それぞれの科目において専門的な研修については、予算化させていただいているところであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 今の各款で専門的な研修を受けるとなると、やはり、そこに従事している職員が受けることになると思うのですけれども、役場には、きっと多くの研修の案内が、いろいろなものが届いていると思います。職員が多くを学び、自分のキャリアの幅を広げることで、町民の利益につながる可能性は高いと思います。

私も研修で、町村の職員と一緒にすることがありまして、初対面の人たちとグループディスカッションなどもするのですが、若い職員の人たちは、なかなかうまくまとめられずに苦勞したり、テキパキ進められる人などがいて、でも、そこで学んだことは、今後仕事をしていく上で、必ず役に立つと思っていますし、この仕事をいろいろな課にまたいで仕事をしていくことで、モチベーションの向上にもなると 생각합니다。そして、私、前回、その職員にどういう経緯でこの研修に、たまたまそれは観光に関する研修だったのですけれども、参加したのか聞いたところ、役場内のメールなどで、このような研修があるから、参加希望者がいたら、町で2人まで参加費、旅費を支給するなど案内があって、それを使って参加したということでした。

多種多様な研修があると思いますが、自分の担当した課に直結した内容でなくても、いずれは職員も異動するのしょうから、本人が興味があるものがあったら、受けさせてあげられるような仕組みを取っていくという考えは、今後どのように思うかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） まさに、いろいろな研修があろうかと思います。予算の都合もございますので、全てについて参加できるものではありませんけれども、研修の内容によっては、それほど多くはありませんが、全職員宛てにお知らせして、参加希望者を募るというようなこともやっております。それほど件数は多くはないのですが、今年度につきましても、先月、1件、帯広での研修について、希望者を募ったというような実績もございます。予算の関係もありますけれども、これからは、もしそういった有意義と思われる、そういう研修があった場合は、広く声がけ等も考えていきたいと、そのように考えております。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 今、答弁いただいたように、課を渡って、自分の専門ではなくても、またいずれ、自分のスキルに役に立つことがありますので、この継続的に研修を受けることで、幅広く考える力と、そこで出会えた人との人脈は、職員の成長に必ず反映されると思いますので、そして、これが地域の発展にもつながると考えますので、今後、検討していただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおりだと思います。今までもやってきました、やってないわけではなくて。基本、各担当が研修に行くというのは、それはもう当たり前の話で、そこはそこでの判断でやっております。そのために、皆さんが一つの技術職のところはありますが、異動して、またそこで専門のことをということを自分では考えておりますので、それはそれでやります。

それと、今、議員おっしゃるように、やみくもに全員にいろいろなことをしていかなければいけない、研修ありますよ、ありますよでは、私はないと思います。今までも全員に対して、こういう研修があります、8月にも職員に、こういう研修がありますよということで、町村会の関係のことだったのですけれども、案内も出しております。そこら辺は、先ほど総務課長が説明したとおりなので、予算の絡みもあるので、議員おっしゃるとおりです、そこに行くにはどうしたらいいかということで、進めて今までも来ましたので、これからもやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく2款総務費1項総務管理費6目町有林野管理費、47ページ下段から、10目諸費、51ページ下段まで、質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 49ページ、2款1項7目企画費、移住体験住宅管理114万5,477円と、移住産業研修センター管理63万5,583円について、伺いたいと思い

ます。この質問については、3点ほどありますので、よろしくお願いいたします。

まず一つ目、ちょっと暮らしの住宅体験は、何件、何名の移住体験者があったのか。

それと、二つ目、体験を通じて、体験者は陸別町にどのような印象を持っておられたのか。

三つ目です、移住産業研修センターの今年度末の状況、現在の入居状況と年間の稼働率について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） まず、御質問の1点目、ちょっと暮らしの関係でございますが、昨年度の実績といたしましては、3戸を運用しておりますが、トータルで12件、25名の方の利用がございました。日数で申し上げますと、延べ249日の利用があったところであります。

2点目の御質問で、その方々の陸別の印象ということですが、感想をいろいろお聞きしております。その中で、一部御紹介しますけれども、自然を満喫することができた、陸別という町も深く知ることができて好きになれたというような御意見であったり、思ったより暑かったと、夏に来られた方ですけれども、そのような感想を持たれた方。一方で、朝晩の気温が下がって生活しやすい、あるいは、その冬の生活にも興味が湧いた、のどかでアットホームな雰囲気がよかった、こういった感想をいただいているところであります。

それから、3点目の御質問の移住産業研修センターの年度末の状況ということでございますが、令和7年3月末時点では、全8戸中7戸の入居がありました。昨年1年間の稼働率ということですが、稼働率にすると66.6%、そのような稼働状況になっております。なお、ちなみに、今現在なのですが、今年に入って空室だった1軒にも入居がありまして、今現在は満室というような状況になっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） このちょっと暮らし住宅と産業研修センターの利用で、過去何名の方が陸別町に移住につながったのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） まず、ちょっと暮らしの体験者についてでございますが、今、正確な資料は持ち合わせておりませんが、ちょっと暮らしを体験された後に、移住につながったというようなケースは把握しておりません。なかったのではないかと考えております。

また、移住産業研修センターの方は、まさに移住されてきた方向けですので、現在利用中の方は全員移住者という位置づけにしております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） ちょっと暮らし住宅ですね、これの過去の実績を踏まえて、今、移住者は確認できないということでありましたけれども、過去の実績を踏まえて、町として、この事業の見直しなどを考えているのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） この49ページの決算書の中段の表にあります三つの建物でございしますが、それぞれタイプが違う、議員御承知のとおり建物でございまして、決して御存じのとおり収支を求めているものではございません。ここを足がかりに陸別町を好きになって、何度も来てくれる方も大勢おります。そういう方からの発信もありますし、もちろん移住につながればいいのですが、そういう方がふるさと納税で購入してくれたり、陸別町よかったねと、今で言うと言々なもので発信していただいたり、そのようなこともこちらで利用するとき、いろいろお願いもしている状況でございます。

したがいまして、これは単純に収支を求めるものの事業ではございませんが、収入と支出の差引きで言いますと、マイナスということとなっておりますが、施設がもちろん老朽化してきますが、それは別としましても、やはりこの事業は効果があると思いますので、この施設がある限りは来年度も続けるべきかなとは思っています。

以上であります。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく2款総務費1項総務管理費11目交流センター管理費、51ページ下段から、14目緊急支援給付金事業費、57ページ上段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく2款総務費2項町税費、57ページ上段から、6項監査委員費、63ページ中段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、3款民生費1項社会福祉費、63ページ中段から67ページ中段まで、質疑はありませんか。

4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） 65ページ、3款1項2目老人福祉費12節委託料に関して、伺いたいと思います。これも質問4点ありますので、よろしくお願いいたします。

ケア付き一時住まい事業「かつこうの家」業務委託に関して、利用者数については、延べ441日でありますけれども、何人の利用があったのか。

二つ目です。福寿荘の業務委託に関しても伺いたいと思いますが、令和6年度の利用日数と利用者数について伺いたいと思います。

三つ目であります。補助金として、デイサービスセンター運営費を支出しております

が、令和6年度のデイサービス利用者数は何名だったのか。

四つ目です。老人福祉施設への入所措置費で、2名の入所者に対して285万176円支出しておりますが、これについて、町内の福祉施設ではないのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、ただいまいただきました4点の質問について、お答えさせていただきたいと思います。

まず1点目の、「かっこうの家」の利用者数の関係であります。令和6年度におきましては、実人数5名の方の利用があり、資料にあるとおり、延べで441日の利用がございました。

続いて2点目の、福寿荘の利用日数と利用者数につきましてですけれども、まず、福寿荘につきましては、入居と、いわゆる短期入居、ショートステイの2種類の入居スタイルがあるものですから、それぞれに区分して、御報告させていただきたいと思います。

まず、入居に関しては、実4名の方に御利用いただき、年間延べ605日、御利用いただいているところでございます。それとは別に、今度はショートステイ、短期入居として御利用いただいた方につきましては、実人数が2名、延べ利用日数が153日となっておりますので、御報告させていただきます。

続いて、3点目のデイサービスセンターの利用者数につきましてですが、これも北勝光生会に確認させていただきましたが、令和6年度におきましては、254日開設しているということでありました。なお、登録者数につきましては、月々で変動しますので、月の平均値を御報告させていただきますが、令和6年度の登録者数の月平均は31.9人、それで、延べの年間利用者人数につきましては2,371人と御報告を受けたところでございます。1日当たりの平均利用者数につきましては、単純に開設日で割り算をしますと、1日当たり9.31人という結果となっております。

最後に、4点目の老人福祉施設の入所措置費に関してでありますけれども、こちらにつきましては、町外にあります養護老人ホームへの入所に係る措置費として支出をしているものでございまして、町内ではなく、町外の施設を御利用いただいている方の措置費となりますので、御報告させていただきます。

なお、4点目の質問につきましては、議案説明資料ナンバー27-2にも、簡単ではありますが、記載させていただいておりますので、御参照いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 「かっこうの家」につきましては、令和6年度につきましては、2年目であると思っております。徐々に利用者が増えてきているという状況であると思っております。この施設は、空きがあり、余裕があるべき施設であると思っております。利用対象者については、町長が認める方というような、かなり緩い利用対象となっております。

すが、利用者を増やすために何らかの対策を考えてきた経過はあるのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） このケア付き一時住まい事業、いわゆる「かっこの家」の運営につきましては、これまでも議会の中で、様々な議論をさせていただいているものでございまして、基本的には、このサービスを必要とする方が必要なときにサービスを受けられるような、そういった施設であるべきというような基本的な考え方を持っておりまして、こちらにつきましては、常に満床を目指すというのではなく、先ほど申し上げましたとおり、必要な方が必要なときに入居する状態ができているというような基本的な考え方で施設運営を進めておりますので、現状において、利用者の増加に特化した考え方、対策については、現状、持ち合わせておりませんが、地域包括支援センターを中心に、やはり、自宅での生活が困難な方であるとか、退院間近で虚弱であるがゆえに一人暮らしの生活が大変であるというような事例も踏まえつつ、御家族や本人の御意向を尊重しながら、「かっこの家」の利用につなげていくというような施策的な工夫もさせていただいておりますので、御理解をいただければなと存じます。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく3款民生費2項児童福祉費、67ページ下段から71ページ上段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、4款衛生費全般について、71ページ上段から77ページ中段まで、質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 73ページ、4款衛生費1項保健衛生費3目予防費、予防接種543万9,650円と訪問指導についてお伺いいたします。

ここの表に挙げられている19の予防接種と1種の検査は、全て本町の診療所で受けられるのでしょうかお伺いいたします。そして、また、子供のワクチン接種等には、デジタル媒体を利用したサービスの提供を行っているのかも伺いいたします。

訪問指導については、訪問回数、成人30回、50名とありますが、どのような方を対象としている訪問指導なのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、1点目の予防接種に関する部分でありますけれども、この表に記載しております各種予防接種・検査につきましては、全て陸別町国保診療所で接種・受診することができます。

それと、デジタル媒体を使ったサービス提供はあるのかというところですが、現状、診療所におきまして、電話による接種予約はもちろんなのですが、ワクチン予約システムというものを導入しておりまして、オンラインでの予約も可能な状況となっております。なお、このシステムにつきましては、予約後、接種時期が近づきますと、自動に備忘通知が届くような仕組みになっているものであります。

また、母子、お子様に対する予防接種に関する部分に関しましては、実は、ちょっと時期が定かではないのですが、令和6年度の後半から、母子健康手帳のデジタル化というか、スマホ用のアプリの試験運用を順次行っておりまして、そのアプリが「りくモ」というアプリなのですが、その運用を始めた段階といいますか、その「りくモ」というアプリの機能として、接種時期のお知らせですとか、確認ができるような中身のものもなっておりますので、診療所でオンライン予約したよ、それから、母子健康手帳「りくモ」で、接種履歴等が搭載されていますので、それに基づいて、接種勧奨が自動的に行われるというような仕組みも取り入れているところでございます。

デジタル機器を利用した利用者の方に便利な機能として、御用意はさせていただいておりますけれども、やはり様々な電子化が進んでいる中でも、陸別町の保健指導としては、やはり人対人のつながりというのを大事にしておりますので、こういったシステムを利用した接種勧奨のほか、やはり気になる方につきましては、保健師から直接電話なり訪問なりで、接種勧奨をさせていただいているというところも、併せて御報告させていただきたいと思います。

それから、2点目の質問にありました保健指導の対象者はというところでもありますけれども、まず、成人30回、50名と報告させていただいておりますが、これらの方につきましては、健康増進法に基づきまして、その訪問対象となっている方への訪問指導を行っているものであります。具体的に申し上げますと、成人で言いますと、検診の受診勧奨のための訪問であったり、あとは、生活習慣病に残念ながらいられている方の指導が必要な方について、必要に応じて、適宜訪問させていただいているところでございます。

併せまして、乳幼児の訪問につきましては、9回、12名と報告させていただいておりますが、これに関しましては、新生児訪問であったり、あとは保健指導の必要な乳幼児をお持ちの御家庭に訪問させていただいて、必要な相談等をお受けするというような中身で、説明させていただいております。なお、新生児訪問につきましては、お子様が生まれた後は、必ず訪問させていただいて、母子の状態を確認させていただいておりますので、併せて御報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 母子手帳のデジタル化ということで、今、子供を出産している方たちの世代は、もうデジタル媒体は普通に使いこなしますので、その辺と、お母さんが妊娠中というのは、やはり誰かと話して直接相談したいという面もありますので、この両

方を充実させているということだと感じました。

それと、先ほどの質問の中で、この１９種の予防接種については、本町の病院で全部受けられるものなのか、もう一度お伺いします。それと、今、言っていた「りくモ」についてですが、それでも、「りくモ」というのは、「母子モ」というのは聞いたことがあるのですけれども、「りくモ」というのは、ここでオリジナルで作ったアプリのことを指しているのか、もう一度お伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） まず、母子健康手帳等のデジタル化に関しては、国の方針としては、令和８年から正式に運用するというようなもくろみがあるようで、当町につきましては、先行して、試験運用ではありますが、アプリの導入をさせていただきました。予防接種１９種、表に掲載のものにつきましては、全て陸別町国保診療所で接種することができます。

それと、もう１点の「りくモ」というアプリなのですが、ベンダーが提供するのとは「母子モ」という、母体になるシステムは「母子モ」というものです。それを陸別版、これはほかの町村で導入しているところもそのようなのですけれども、町の頭を取って、「母子モ」ではなく「りくモ」というようなアプリ名で、各町村で運用しているとお聞きしているところでありまして、陸別は「りくモ」というような固有名称を使わせていただいて、母子健康手帳の運用をさせていただいているところでもあります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、５款労働費全般について、７７ページ下段から７９ページ上段まで、質疑はありませんか。

５番中村議員。

○５番（中村佳代子君） ７７ページ、５款労働費１項労働諸費２目雇用対策費、人材確保対策支援事業２１０万８,０００円についてお伺いいたします。

これは、令和５年から始まった事業になりますが、これまでの実績として、雇用につながったケースがあったのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、人材確保対策支援事業に係る御質問に対して、御回答させていただきたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、令和５年からこの事業をスタートしておりまして、件数的には、令和５年度には９件の実績、令和６年度においては８件の実績となっております。この事業が人材の確保につながったかという御質問なのですが、この対象の経費といたしまして、企業説明会、就職相談会の出展料に係るもの、２番目に求人広告の掲載等です、あと３番目に有料職業紹介所に係る費用、４番目に特定技能外国人の採用に係る費



用、5番目にその他ということで、対象経費となっております。そのうち、有料職業紹介所と特定技能外国人については、実際に就職が決まって、初めて実績としてというか、費用に係るものにつきましては、実績として人数は把握しております。令和6年度につきましては、本事業を活用いたしまして、9名の外国人及び日本人の方も含めて、9名の採用に至っております。ちなみに、令和5年度については、5名の採用の実績が出ております。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 直接雇用につながっているということで、とてもすばらしい事業だと思っています。また、これを継続していくことで、人材確保は事業者にとっても一番の課題でありますので、事業所と連携を図りながら、効果が得られそうな、また、いろいろな対策があれば、取り入れていってほしいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 労働費といたしまして関連の事業ですけれども、地元雇用促進事業で、これは採用後のケアというか、事業もありますので、併せて効果的な事業を引き続き見直すところは見直ししながら発展的に続けていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時08分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般会計歳入歳出決算認定に係る質疑を行います。

6款農林水産業費1項農業費、79ページ中段から87ページ上段まで、質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 81ページ、6款1項3目農業振興費に関して、2点伺いたいと思います。

まず1点目、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払事業につきましては、町内の農地を守るためと鹿柵修繕等に関する交付金であります。令和6年度の鹿柵修繕の距離は何メートル修繕し、年度末で過去修繕した距離は何メートルになるのか伺いたいと思います。

また、昨年度の新規就農者受入れにより、新規就農者育成総合対策事業補助金で150万円支出しております。就農者は、令和6年度からの研修の段階ではありますけれども、

研修の進行状況について伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、ただいまの御質問に対して回答させていただきます。

まず、鹿柵の御質問ですけれども、令和6年度においては、多面的機能支払事業と中山間等直接支払事業を活用しまして、林内地区から日宗地区にかけて7.8キロメートルと、登良利地区から岡山地区にかけて8.6キロメートル、合わせて16.4キロメートルの改修を行っております。こちら、町全体の鹿柵が約209キロメートルとなっております。令和6年度から本格的な改修をスタートしておりますので、これまでの実績といたしましては、16.4キロメートルとなっております。ちなみに、中山間地直接支払制度において、毎年209キロメートルの鹿柵を点検しまして、破損箇所についてピンポイントで改修している事業も合わせて進めておりますが、こちら、ピンポイントで支柱の修理だとか、穴が開いたネットの修理とかということですので、こちら、キロ数の把握等はしてございません。

続きまして、新規就農に関わる御質問につきましては、まず、新農業人育成総合対策事業補助金の150万円につきましては、こちら、令和5年12月に新規就農で、もう既に就農開始された方への補助金となります。令和5年度は、12月から3月までの4か月間の50万円でしたけれども、令和6年度については、1年分の150万円の交付となっております。

ちなみに、この補助金につきましては、就農から3年間、一月12万5,000円の補助をしておりますので、令和5年12月スタートですので、令和8年の11月まで、毎月12万5,000円の支給ということで予定しております。

次に、現在研修中の新規就農志向者について、こちら、現在、夫婦1組2名が、令和7年2月から2か所の牧場で研修を実施しております。決算で言いますと、営農実習奨励金が、一月1人当たり15万円ですので、2ヶ月分、2人分で60万円。指導奨励金につきましては、指導者1人当たり一月10万円となっておりますので、2か月2人分となりますので、40万円の決算となっております。研修状況につきましては、現在、志向者本人、指導者、農協、農業委員会等とも協議しながら、就農場所について、おおむねめどはついているところですが、現在、就農開始のタイミング等についても、併せて協議しているところです。

そうは言っても、研修開始からまだ半年過ぎた段階ですので、営農に係る技術、知識等については、引き続き、研修に取り組んでいくということになっております。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 鹿柵修繕に関しまして、昨年16.4キロメートル修繕したとなっておりますけれども、今までの過去の修繕の距離と合わせて209キロメートル中、あ

と何キロメートル残っているのか伺いたいと思います。

それと、新規就農者に関して、今、協議中で予定を立てているということでもありますけれども、今後、予定としてあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 14 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 先ほどの回答で、ちょっと言葉が足りなくて、大変申し訳ございません。あと何キロメートル、鹿柵が残っているかということですが、先ほども申しましたけれども、令和 6 年度、16.4 キロメートルの改修ということで、令和 6 年度から改修がスタートしておりまして、全体の 209 キロメートルから差し引いた 192.6 キロメートル、今、設置したり、鹿柵全体を張り直すということで計画しておりますので、御理解いただきたいと思います。

続きまして、新規就農の就農開始のタイミングの件ですが、こちら、本人の目標と、あと、周りの関係者とも今、協議を進めておりまして、具体的なタイミングについてはまだ決まっていないというか、調整、協議、そして研修状況にもよりますので、具体的な日付については、現時点では答えることができませんので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく 6 款農林水産業費 2 項林業費、87 ページ上段から 89 ページ中段まで、質疑はありませんか。

2 番三輪議員。

○2 番（三輪隼平君） 6 款 2 項 1 目林業振興費、87 ページの中から、民有林増林促進事業についてお聞きしたいと思います。あらかじめいただいております議会会議案説明書におきましては、資料ナンバー 31 ページになります。

こちらの中で、民有林増林促進事業におきまして、それぞれの事業量、町補助金等を記載されているのですが、事業量、それぞれ年度ごとに比較、こちらの資料からできるのですが、特に、この中からそれぞれ事業量の増減はあるのですが、令和 6 年度、枝打ちの項目についての事業量の減少について、その背景と要因があればお聞きしたいです。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、ただいまの御質問について回答させていただきます。

民有林増林事業の間伐材流通対策及び枝打ちの事業量についての御質問ですが、民有林増林促進事業につきましては、私有林、いわゆる個人の方が所有されている森林の増林事業に係る補助金になっております。個人の方の事業につきましては、森林組合が間に入りまして、事業を進めております。国の森林環境保全事業を活用いたしまして、事業を進めて、その環境保全事業の自己負担分に対する補助金ですので、まず、国の事業量、こちらから申請して、国の事業量が満額つけば、所有者の希望どおり、この事業も実施できるのですが、国の補助金が満額つかずに、森林組合で調整した結果、この事業料の増減については、枝打ちが減少したり、間伐が減少したりということで、なっている状況です。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、7款商工費全般について、89ページ中段から91ページ下段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、8款土木費全般について、91ページ下段から99ページ上段まで、質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） それでは、お聞きいたします。97ページの関係で、8款4項1目の関係を質問いたします。

これは、住宅管理費の1と、それから2と関連した質問になろうかと思うのですが、そういうのは、監査資料で、36ページを見たところによると、1億5,642万1,000円の、令和5年度から見ると、減少したということなのですが、この要因を見てみますと、最終的に、私は、令和5年度から見て、この令和6年度における1億5,000万円を減額している、これは、政策転換だったのだなと私は思っています。その辺を、監査員の意見がないので、不明なのですが、いずれにしてもそうだと。私が、いろいろ調べた結果、結局、1億5,000万円減額していくのですが、これは、新しい公営住宅の建設を取りやめたという話だったと聞いております。

そういう中で、今、言った1目の住宅管理費を見ますと、結局、管理戸数237戸のうち、空き家が71戸あると。パーセントでいくと29%、いわゆる3分の1が空き家になっているという形からいくと、建設を取りやめたというのは、私の評価としては、この時期に合わせて、政策転換したのはよかったのかなと思っています。

その辺についてなのですが、今後、この政策転換をしていった減額について、令和5年度の予算を見ますと、1億5,227万1,000円の予算を組んでいるわけなのですが、それを令和6年度は減額したと。これには、国庫支出金が5,488万1,000円、それから、一般財源が9,739万1,000円、1億5,000万の予算を言っ

ていますけども、いずれにしましても、国庫予算は国から来る補助金だと思うのですけれども、それになるけれども一般財源の負担がそれだけ少なくなると。この少なくなったものを、今後の住宅管理費に振り向けて、もっと修繕をすることがいいのか、悪いのかについては、あくまでも町長の行政判断になってくるかと思うのですけれども、その辺についての今後の見通し、建設をどれぐらいまで取りやめるのか、それとも何年ぐらいしたらやるのか、これはやはり、入居者そのものは新しいものを指向と言うのですか、古い公住を希望するより新しいものの方がいいと、しかし、修繕をされることによって、やはり快適に過ごせるという感覚もあるかと思うのです。そういった意味で、今後の一般財源、先ほど言った予算の減額を考え、負担を考えていくと、継続して、いわゆる住宅建設費を、今後も何年ぐらいまでやるのか、それともずっと続けるのかと、それから、減らされた一般の負担金を今後どのように使ってくるか、この2点についてのお答えをお願いします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 公営住宅の建設取りやめという、多分、御質問なのかなと思います。空き家、本当に議員御指摘のとおり、71戸なのですが、政策空き家は37戸なので、実34戸という計算になるのかなと思っております。需要と供給のバランスという中で、この公営住宅をどうしていくのかということ、私自身が2年半前に町長になったときに、イの一番で、やはり町民の声から一番多かったのが、公営住宅が空いているではないかという声が非常に多かったです。それでも建てるのかということなのですが、これは今までのそういう計画の中に、こういう長寿命化計画というものがあって、壊して、それで建てていくという、これは決して間違いとか、あっているとかということではなくて、今の現状をどういうふうに捉えたらいいかということで、自分で判断させていただき、建設課のほうに、今でも忘れませんが、5月1日の初登庁の日に、建設課長に指示して、公営住宅、これからどうしていくかを、もう一度練り直して考えようということで決断したところであります。

今後、建てていけないということではなくて、議員おっしゃるとおり、老朽化していきます。今のところ、特公の単身とか、様々なところで、建てていかなければいけないものも当然あります。これでストップしたわけではないです。それを、議員協議会でも、一応説明をさせていただきましたが、陸別町公営住宅等長寿命化計画を見直させていただきました、これからの提示をさせていただくということになります。

そこで、財源のお話だと思うのですけれども、これをやめた、例えば9,000万円なり何なりが残った、これを充てていくという考えも当然あっていいのですが、これは、もう一度、ちゃんとフラットにして、どういうべきかということを考えていくので、その財源をこちらにつけていくかどうかということの考え方は、今はしておりません。

何が言いたいかというと、必要なところには必要なもので、きちんとやっていきますので、それをやって、その財源をこちらに移したとか、これ減ったから、これを有効に使うとかということではないです。議員御承知のとおり、陸別町の今のトータルの予算の中

で、家庭の中では、貯金の部分を崩さないと予算が組めないという、今の現状もありますので、そういういろいろなトータルバランスの中に削るものを削って、やはり財政の健全化というものも考えておりますので、そういうことも併せながら、これを今後進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君） 今、町長の説明に事前に議員の中で協議会を開いて、いろいろ減額した意味を言っていたわけなのですけれども、結局、私的には先ほども言ったように、これだけ空き家も多い中で、新しく建てるのは少し無理があるのかなということで、それを減額したことについては非常に評価したいと思います。

ただし、今後の見通しとして、古いものを、いわゆるスクラップ&ビルドというのか、いわゆる古いものは壊して、新しく建てるというのが、今までの通念だったのですけれども、直しながら使うというの、やはり必要だと思うのですよね。

そういうのは、やはり入居者自身が快適に過ごすためには、古いときには、普通の木枠をアルミに取り替えるとか、あるいは水洗にするとかということを常にやってきたわけなのですけれども、今後も、やはり入居者に、今ある住宅を快適に過ごすための修繕としては、当然、今これだけ建設をやめた中でのお金を回していったほうがいいのではないかと私も考えております。

いずれにしても、それが全て、このお金をこちらにというにはならないかもしれませんが、少しでも入居者に安心して過ごせるような、住宅の改修というのか、そういうものも必要だと思いますので、その辺を、町長の考え方でやめた、しかし、快適に過ごしてもらいたいと仕向けてほしいと思っています。その辺のことの考えはどうか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおりだと思います。今の予算を、誤解されたらあれなのですけれども、使ってとかいうのではなくて、必要なところには必要な改修の予算を組んでいきます、これはもう、やっていかなければいけないので。住んでいる方が快適に暮らしていけるというのは、それも当然なことだと思いますので、当然その改修はしていきたいと思います。

今後の使用の仕方とかとなるのですが、それはいろいろ考えを持って、空き家の埋め方というのは考えておりますので、以上であります。

○6 番（谷 郁司君） いいです。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） 97 ページ、8 款 4 項 1 目住宅管理費、先ほどの議員と質問の関連はあると思いますけれども、質問させていただきたいと思います。2 点ほど伺いたいと思います。

歳入の住宅使用料から歳出の住宅管理費、これを差し引くと、収入が管理費を上回っているということになりますけれども、建設費の起債償還額、これを含めると幾らになるのか伺いたいと思います。

また、2点目ですが、先ほどの話と関連しますが、令和6年度末では、34件の空き家と町営住宅はなっていると思います。空き家となっている町営住宅の空き家の有効利用は、間違いなく必要であると思います。現在考えておられる町営住宅の町民のために利用するための、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 山崎建設課長。

○建設課長（山崎 誠君） ただいまの御質問2点につきまして、お答えいたします。

まず、建設費の起債償還額についてですが、公営住宅建設事業債の令和6年度の起債償還額は、元金422万1,000円と利子56万5,000円を合わせまして、478万6,000円となります。なお、令和7年度以降の未償還元金につきましては、1億4,615万1,500円となります。

2点目の、町営住宅の空き家の有効利用ということでもありますけれども、公営住宅に限りましては、空き家とはいえ、公営住宅法の下にあって、法律の範囲内で公募して、入居して、管理していくということになります。当然、できること、できないこともあるのですけれども、いずれにしても、空き家が多く存在しているということは、議員おっしゃるところで、理解しているところであります。

また、公営住宅の有効活用につきましては、令和5年度と令和6年度に、理事者より空き家を何とかできないかと、相談を町でも協議してまいりました。結果、令和6年度より、公営住宅の募集方法を、月1回程度の募集から随時募集へと変更し、また、ホームページの募集や内容も充実させ、少しでも空き家の戸数を減らす努力をしてまいりました。令和6年度においては、町内の事業所からも、日本人労働者の確保が難しいと、ここ数年、外国人労働者に頼らざるを得ない状況で、住宅がないとの相談もあって、空き家の利活用につきまして、北海道とも相談してきたところであります。

これらの問題を解消するために、令和7年5月より、外国人労働者を雇用する町内事業所に対し、公営住宅の地域対応活用を利用して、一部の空き住戸を外国人向けに使用することで、公営住宅の有効活用をしてきているところであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 町営住宅に関しましては、入居条件、それから、公営住宅法等の縛りがあり、安易に条件を変えることができないことは、私自身理解しております。まず、先ほど、入居者がいない場合は、外国人向けにも利用するというようなことでありますけれども、また、町民のために有効な利用方法、これを早急に出していただきたいと思っておりますけれども、その有効な利用に関して対策は検討されているのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 町民のために何が有効なのかという、その有効なのかというところが、どういう需要があるのかというところを、やはり見極めないといけないですし、やはり、この公営住宅は公営住宅でありまして、その中でルールがありまして、それを今、その中でどうしていったらいいのかというところで、今、外国人労働者の問題だとか、そういうような政策をさせていただいております。もちろん、町民のためにというところがありますが、何の需要があるのかというところを見極めないと、言っている意味はよく分かるのですけれども、アバウトなところで、それを政策としてこういうふうに使ってくださいということになると、それは需要がなかった、供給はこうしたけれどもなかったというところに落ちてしまうと思うので、そこは少し、様々な御意見をいただきながら一歩進むべきかなと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） 今、町長から、町民の意見を聞かなければならないと、その需要に対してというような話を聞きました。それも対策の一つではないかなと思いますけれども、どう思われますか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 私のところに、今、空き家を何とかということで、そこを町民が利用するという意見は来ておりません。そこで、そのこともやろうとすると、例えば、案として、セカンドハウスだとか、様々な考えは持っていました。例えば、月 1 万円で貸しつけるだとか、自由に、それとか、今年暑かったので、東京の方たちがこちらに避難というか、3 か月ぐらいいることもできないかとか、様々なことは考えたのですが、ルールの中に、それができる、できないというものが出てきましたので、今、やれることを一つずつやって、公営住宅を少しでも埋めていって、有効活用していこうというのが、今の考え方なので、当然、御意見が出てきて、ルール等々のマッチングをすれば、そういう使い方もできていくのかなと思いますが、現時点では、ここまでの段階が、今、精いっぱいなところでやっているところであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、9 款消防費全般について、99 ページ中段から 101 ページ中段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、10 款教育費について、1 項教育総務費、101 ページ下段から、3 項中学校費、111 ページ上段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（久保広幸君） 次に、同じく、10款教育費4項社会教育費、111ページ上段から、5項保健体育費、117ページ上段まで、質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 113ページ、10款5項2目体育施設費に関して、2点ほど質問したいと思います。

社会体育施設関係、町水泳プール開設による利用日数76日、利用者数延べ1,214名の件についてでありますけれども、利用者数延べ1,214名の内訳について伺いたいと思います。

また、二つ目、令和6年度は、年度当初に予定していた利用計画のとりの利用状況であったか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 瀧澤教育委員会次長。

○教育委員会次長（瀧澤勇二君） それでは、ただいまの御質問についてでありますけれども、1点目の水泳プール開設日数76日、利用者数延べ1,214名の内訳につきましては、一般開放、午後3時から午後5時までの利用者は229名、一般開放の午後6時から8時までの夜間の利用が64名、そして、保育所で5歳児の水遊び教室、こちらは午前中に行っておりますが、こちらが170名。次に、小学校授業で午前中の開催ですが、こちらが391名。次に、中学校は利用はありませんでした。そして、最後に、水泳少年団は一般開放の時間帯の活動ですけれども、こちらが360名、計1,214名の利用となっております。

次に、2点目の年度当初に予定していた利用計画のとりの利用状況であったかとの御質問につきましては、年度当初の利用計画につきましては、前年度実績を基本としておりますが、令和6年度につきましては、令和5年度と比較して利用日数で3日増えておりますけれども、利用人数の延べ人数では、229名が減少している状況となっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 町の水泳プールに関しましては、令和6年度において、水泳プール耐震診断調査で333万3,000円計上し、実施しております。さらに、本年4月については、改修に向けて協議・説明がありました。令和6年度の実績から利用促進のために、現在、中学生の利用がゼロとなっておりますけれども、中学生を含めた授業としての利用促進をどのようにお考えか、また、高齢者の健康増進による利用、それと一般の成人利用の促進については、今後どのようにお考えか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） プール利用の関係でありますけれども、まず、御指摘のとおり、中学校の授業が、令和5年度まで実施していたのかなと思っておりますけれども、令和6年度、本年度も実施していないというところであります。体育の授業につきましては、実技であるか、それから、教室内での机上での授業、両方どちらでも、それによろし

いということになってくるかと思います。昨年度から、令和6年度、令和7年度、今までは、いつも低温、低温を気にしていたというような気候状況でありましたけれども、ここ最近では、逆に言うと、低温がなくて、逆に猛暑があって、暑すぎてプールを休館にしなければならぬという、今年は7月のときに3日間休館したというような実情があります。

そういう状況の中で、屋外、屋内も小・中学生、児童・生徒の活動についても、状況を見ながら、一部制限をしていかなければならないというような状況下ではありますけれども、特にプール授業につきましては、小学生と中学生、ここの違いが何かということになりますけれども、プール等につきましても、短い夏の期間、プールも6月から9月ということで、開設時間が短いのですけれども、小学生はやはりプール、水遊びという感じで、楽しみたいという子供たちがいるというところが多いのかなということで、小学校については、授業を継続して行っているところであります。ただ、中学生につきましては、生徒の意見・要望等も踏まえて、だんだん異性を感じる年頃になってきて、今、授業等については、やはり一緒に水着になりながら入ることが恥ずかしいということで、以前は、女子生徒が生理的な現象の中で欠席をするという一部生徒がおりましたけれども、今の状況で言うと、そういうところの年頃の状況で、ちょっと異性を気にするというようなところも意見が見られるということで、そこについても、学校側とすれば、一部生徒の要望を取り込んだときに、水泳授業の実技については、ちょっと見直しをしたいということで、昨年度、今年度、実施をしていないというところであります。

ただ、今ちょうど、プールの改修に向けて取り組んでいるところでありますけれども、ここの部分については、中学生の水泳実技についても、やはり、自分の身体を守るために、このプールというのは、安全面については必要なものだと感じておりますので、何とか再開に向けて、取り組んでいきたいというのが一つと、今年度、既に昨日、プールが7日の日曜日に今年の一般開放が終わっているところでありますけれども、一般開放が終わったことを受けて、中学校の中で着衣水泳等、やはり身を守るために安全なもの、自分を守るために安全な授業の一つだということで、水着を着ての水泳授業というのはやっておりませんけれども、今年度1日だけでありますけれども、全生徒がジャージ等、着衣のままプールに入って、美幌町からの講師の先生を呼んで着衣水泳をやって、衣類を着たときに、水の中でどれだけ不便なのかというところを身をもって体験をしていただいたというところであります。

今後につきましては、小学生児童、それから中学生も含めて、特に義務教育、中学3年生を卒業するまでの間には、数回は、そういう体験をしてもらうということが、今後、川だとか、海だとか、そういうことになり得ることもあるかと思いますが、その部分について、今後もし取り組んでいきたいということでありますけれども、まず、中学の授業につきましては、今後、もう少し学校側と話して、できれば私としては、実技、実習をしてもらいたいなという気持ちであります。

それから、高齢者と一般の部分であります。私の記憶の中では、以前は一般の部分につ

いて、水泳教室等をやっていることがありましたけれども、途中から教室を開いても参加者がいない、要望があまりないということで、ここ最近では実施しておりませんけれども、次期、新プールが改修になって、新しくなったプールをきっかけに、何とかその辺の掘り起こしも実施していききたいなと思っております。最近では、保健福祉センターで、ウォーキングですか、今週教室もあるのかなと思いますけれども、健康づくりの中で、そういう歩いて健康づくりをしていくということもありますけれども、水中ウォーキングも以前やったことがありますけれども、その通常のウォーキングと合わせて、水中ウォーキングについても、講師等を確保して、そういう実施をします。当然、水の中を歩くということでもありますので、一般の方のみならず、高齢者の方にもそういう周知をしながら、健康づくりに貢献していききたいなと思っております。

今はまだ、例えば教育委員会内部で担当の者がおりますけれども、その辺のノウハウが十分に会得しているような状況ではありませんので、今後、今日の研修だとかという話もありましたけれども、職員研修の一環で、何とか身近な職員から、そういう水泳に関してとかも含めて、そういう技術を会得していただいて、町民に還元していききたいと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） 先ほど、次長から、利用計画については作成はしていない、昨年の実績を利用するというようなお答えをいただきましたけれども、毎年の利用計画というのを策定するお考えは、今後あるのかどうなのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 過去もそうなのですけれども、毎年の特別な利用計画というのは、例えば開放日をいつからいつにするだとか、それから1日の時間、それから平日の時間、それから夜間の開放、それから夏休み、長期休業中のというような、まず、施設の開放についての取組については、一定程度の計画を立てて実施しているという状況であります。

ただ、中身、実技指導だとか、それから町民向けのいろいろな教室だとかという部分については、ここ最近はちょっと薄くなってきているのかなと思っておりますので、先ほど申し上げましたけれども、町民の健康づくりに何が必要か、何が求められているのかということでもありますけれども、その辺については、今やろうと思っても、例えば、講師の人材が町外からとか、確保とかというのは十分できている状況ではありませんけれども、今後に向けては、議員おっしゃるとおり、その辺についても、もう少し明確にしていきながら、町民に喜んでもらえるような活動をするために、プールの施設を一つの起点として実施するという必要だと感じております。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、１１款災害復旧費全般について、１１７ページ中段から、１３款予備費全般、１１９ページまで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳出全般について行います。なお、款を区切った質疑は終えておりますので、他の款と関連あるもののみにとします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳入歳出全般について行います。ただし、歳入歳出の質疑を終えておりますので、相互に関連のあるもののみに限定します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、実質収支に関する調書についての質疑を行います。

１２１ページについて、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、財産に関する調書についての質疑を行います。

１２２ページから１３２ページまでについて、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第５５号、令和６年度陸別町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第５５号は、認定することに決定しました。

次に、議案第５６号、令和６年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

歳入歳出全般についての質疑を行います。事項別明細書は、１４５ページから１５９ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、実質収支に関する調書、１６１ページについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第56号、令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第56号は、認定することに決定しました。

次に、議案第57号、令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

歳入歳出全般についての質疑を行います。事項別明細書は、170ページから182ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

4番工藤議員

○4番(工藤哲男君) 180ページ、2款1項3目医薬品費に関して伺いたいと思います。これは、2点ほど伺いたいと思います。

令和6年6月の定例会におきまして、380人分で440万8,000円のコロナワクチン調達の補正予算が組まれております。その際の補正の精算根拠、これはどのように考えていたのか。

次に2番目ですが、決算において397万9,017円が不要額となっております。この不要額となった理由をお聞きしたいと思います。

○議長(久保広幸君) 空井診療所事務長。

○国保関寛斎診療所事務長(空井猛壽君) それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、議員おっしゃるとおり、令和6年6月の定例会におきまして、380人分、440万8,000円をコロナワクチンの購入費に充てるとして予算措置をさせていただいたところがございます。この380人とした積算の根拠が、1点目の御質問かと思いますが、一応、町保健福祉センターで、65歳以上の新型コロナワクチンの定期接種が始まるに当たって、過去、国が特例接種としてやってきた数年間の実績等々を踏まえつつ、保健福祉センターとして定期の予防接種として打つ方が、実績の何パーセントか忘れましたが、一定程度の予想ケースを掛けて、338人と、実は当時、積算させていただきました。

た。これにつきましては、65歳以上の定期接種に該当する方の人数でありまして、65歳未満の方については、任意の予防接種としてコロナワクチン接種ができましたので、その人数も読みながら、最終的に定期接種338人、それから、全額自己負担となります任意接種につきましては、42人と接種者数を読みまして、合わせて380人分、440万8,000円を計上させていただいたところでございます。

2点目の、今回この医薬品費に関しましては、380万円弱、不要額が出ているところでもありますけれども、先ほど1点目で御説明申し上げましたが、実は、コロナワクチンの接種実績、まず報告させていただきたいと思っておりますけれども、予算上380人としておりましたが、65歳以上の定期接種を行った方が117名、それと、それ以外の任意で全額自己負担で接種された方が40名の合計157名でありました。つまり、当初予想していたよりも、半数以下の接種実績であったという結果となっております。

このことによりまして、先ほど予算措置で440万8,000円と申し上げましたが、この157人の方に接種したコロナワクチンの購入費としては、約255万円が残額として残る結果となりました。最終的なこの科目の不用額398万円に若干足りない部分がありますけれども、これにつきましては、その他のコロナワクチン以外のワクチンの購入費であったり、あとは院内で使用する薬剤等について、残額約140万3,000円が生じましたことから、この科目に関しましては、合わせて397万9,017円が不用額となってしまったという結果となっておりますことを御報告させていただきます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 一般会計のほうは、もう既に終わったのですが、一般会計の73ページの衛生費で、予防費として120人がコロナワクチンを定期接種されているということを私は確認をしておりますが、今現在、157名の接種者がおられるというようなことでありますけれども、まず、不要額が出ている段階で、3月の補正予算にて減額するということは検討されなかったのか、まず伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後12時00分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今村副町長。

○副町長（今村保広君） ただいまの議員の御質問でございますが、その辺につきましては、残額等も精査しまして、今後については気をつけてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、実質収支に関する調書、184ページについての質疑を行

います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第５７号、令和６年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第５７号は認定することに決定しました。

次に、議案第５８号、令和６年度陸別町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

歳入歳出全般についての質疑を行います。事項別明細書は、１９８ページから２１８ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、実質収支に関する調書、２２０ページについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第５８号、令和６年度陸別町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第５８号は認定することに決定しました。

次に、議案第５９号、令和６年度陸別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ

いての質疑を行います。

歳入歳出全般についての質疑を行います。事項別明細書は、227ページから233ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、実質収支に関する調書、235ページについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第59号、令和6年度陸別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第59号は認定することに決定しました。

続いて、公営企業会計に移ります。

議案第60号、令和6年度陸別町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

決算報告書についての質疑を行います。資料は、1ページから4ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、財務諸表についての質疑を行います。資料は、5ページから8ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、事業報告書についての質疑を行います。資料は、9ページから12ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、財務諸表付属明細書についての質疑を行います。資料は、



13ページから22ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第60号、令和6年度陸別町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第60号は、認定することに決定しました。

次に、議案第61号、令和6年度陸別町公共下水道事業会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

決算報告書についての質疑を行います。資料は、1ページから4ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、財務諸表についての質疑を行います。資料は、5ページから8ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、事業報告書についての質疑を行います。資料は、9ページから12ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、財務諸表付属明細書についての質疑を行います。資料は、13ページから22ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 6 1 号、令和 6 年度陸別町公共下水道事業会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第 6 1 号は、認定することに決定しました。

---

#### ◎散会宣言

---

○議長（久保広幸君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 0 時 0 7 分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員